

令和7年度

福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る

労働者派遣業務

一般競争入札
入札説明書

令和7年3月

福島県南会津農林事務所

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件「福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務」に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県南会津農林事務所

2 入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和7年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務

(2) 業務の仕様、派遣人数等

「令和7年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務委託仕様書」のとおり。

(3) 委託期間

本委託契約の日から令和8年3月31日まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 公告の日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者においては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づいた労働者派遣事業の許可を受けている者であること。ただし、平成27年9月30日以前に一般労働者派遣事業の許可を受けている者を含む。

(5) 本公告に示した業務若しくはこれと類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、次に示す書類を5(1)に掲げる場所に郵送（メール便その他これに類する方法を含む。以下同じ。）又は持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を申請すること。

なお、資料作成等に必要費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しな

いものとする。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出、又は聴取等を求めることがある。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 会社概要（任意様式）

ウ 業務実績書（様式2）

(2) 前項の書類は、令和7年3月13日（木）（持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）までに提出すること。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、本件入札に参加する資格が与えられない場合がある。

(3) 一般競争入札参加資格審査の結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（様式3）により、令和7年3月14日（金）以降、入札者に対して通知する。

5 入札説明書等の交付

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

郵便番号 967-0004

住所 福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地1

福島県南会津農林事務所 総務部総務課（福島県南会津合同庁舎4階）

電話番号 0241-62-5865

ファクス 0241-62-5256

ホームページ <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36250a/nankainourin-monitarinngu-koukoku.html>

(2) 入札説明書及び入札等関連資料の配付期間（郵送や手渡しによる配付の場合）

期間 公告の日から令和7年3月12日（水）（手渡しは18日（火））まで

時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

郵送による配付を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚程度が入る大きさで、270円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。なお、手渡し、郵送いずれも請求先は5（1）に掲げる場所とする。

6 入札書の提出方法等

(1) 入札者は、指定の入札書（様式4）に必要とする事項を記載し、以下の方法により提出しなければならない。

(2) 入札書には、次の事項が記載されなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。押印を省略する場合は余白に本件責任者及び本件事務担当者の氏名、所属部署名及び連絡先（電話番号）を記載すること。

ウ 委託業務名を記載すること。

エ 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額についてはこれを認めない。

(3) 入札は、本人又は代理人が出席して行うこと。

(4) 本入札説明書に示す入札日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

(5) 一度提出した入札書の書換え、引換え撤回は認めない。

7 入札の日時及び場所

日 時 令和7年3月19日(水) 15時00分

場 所 福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地1

福島県南会津合同庁舎 2階会議室

8 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額に消費税を加えた額の入札保証金を納付しなければならない。

入札保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手に当たっては、福島県指定金融機関又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券)を提出するものとする。

入札保証金は、契約権者の発する納入通知書により入札を執行する直前までに納入するものとする。

入札者で入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書を7に掲げる日時までに、5(1)に掲げる場所まで提出すること。

ただし、財務規則第249条第1項各号(別記1)のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。なお、入札保証金の免除を申請する者は、一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)等の提出期限日までに入札保証金納付免除申請書(様式7)により申請することとする。

入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

9 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記7で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、再度入札に付するものとする。

(3) 再度入札に付してもなお落札者が決定しない場合、随意契約に移行することがある。

10 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3に示す入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 記名又は押印を欠く入札（押印を省略する場合は、本件責任者及び本件事務担当者の氏名、所属部署名及び連絡先（電話番号）を欠く入札）
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 鉛筆書きによる入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 同一人物が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (8) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (9) 入札時刻に遅れてした入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) その他福島県において特に指定した事項に違反した入札

1.2 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を定めるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいないときは、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることができる。

1.3 契約保証金

落札者は、契約派遣単価に当該単価契約に係る予定数量を乗じた額の100分の5以上の額に消費税を加えた額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号（別記2）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。なお、契約保証金の減免については落札者に別途通知する。

契約保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

1.4 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定する。
- (3) 落札者が、上記（1）に定める期間内に契約書（案）等を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

1.5 契約条項

契約書（案）による。

1.6 委託業務の仕様等に関する質問及び回答

仕様書に関して質問があるときは、次の要領で行うこと。

- (1) 一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式5。以下「質問書」という。）により書面で行うこととし、電話その他口頭による質問は受け付けない。
- (2) 質問書の提出は、原則として上記5（1）に示す場所にファクス、メール、直接持参のいずれかにより提出することとし、ファクス、メールの場合は送付の後電話で確認を取る。
- (3) 質問書に対する回答は、一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式6）によりファクスで質問者に回答するとともに、上記5（1）に示す場所及び福島県南会津農林事務所総務部ホームページで閲覧に供する。
- (4) 質問の受付期間は、公告のあった日から令和7年3月12日（水）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）午後5時15分までとし、回答期限は令和7年3月14日（金）までとする。

1.7 その他

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書を受領した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（任意様式）を提出すること。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。
- (3) 入札から落札者の決定までに入札者が3に示す要件を満たさなくなったときは、当該入札者は落札者とししない。
- (4) 本入札説明書受領者は、本入札手続き以外の目的で次の行為を行ってはならない。
 - ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
 - イ 第三者への配布を目的とした本説明書の複写
 - ウ 第三者への本説明書複写物の配布
- (5) 本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和7年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。